平成２２年（フ）第６９号
福島県二本松市原セ上平442番地
債務者　佐藤　吉夫
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第７０号
福島県二本松市原セ上平442番地
債務者　佐藤フジ子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第９５号
茨城県鉾田市飯島780番地５
債務者　小見　吉孝
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第９９号
茨城県ひたちなか市大字足崎267番地16　グリーンコテージ１号
債務者　佐藤　光則
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１０２号
茨城県東茨城郡城里町大字那珂西3094番地の１
債務者　今瀬　礼子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１２２号
茨城県久慈郡大子町大字久野瀬956番地１
債務者　佐川せつ子
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第１２４号
水戸市堀町2076番地の１　市営堀原住宅６棟１－１号
債務者　山本　有己
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５３号
茨城県日立市石名坂町１丁目34番９―101号、住民票上の住所茨城県常陸太田市寿町537番地の13
債務者　山形　瑠美
1　決定年月日時　平成22年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２１年（フ）第３７６号
茨城県桜川市真壁町真壁247番地２
債務者　松本喜代子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第３６号
茨城県古河市駒羽根1391番地24
債務者　山田　憲一
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５３号
茨城県下妻市下妻丙164番地　県営アパート１―201
債務者　和具マリ子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５５号
茨城県筑西市樋口1300番地155　県営12棟１階１号
債務者　藤田せつ子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第５６号
茨城県常総市内守谷町4884番地14
債務者　片庭さおり
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第６１号
茨城県古河市大山1663番地35
債務者　石塚　康夫
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第６５号
茨城県坂東市辺田1143番地１　ナカヤマハイツ101号
債務者　石井　　亮
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第７７号
茨城県筑西市成井320番地
債務者　市村　良次
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第７８号
茨城県筑西市成井320番地
債務者　市村　秀子
1　決定年月日時　平成22年３月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月24日まで
水戸地方裁判所下妻支部